平成２１年（フ）第３３８号
岡山県倉敷市阿知３丁目８番３号
債務者　藤本まゆみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
青森県三沢市中央町３丁目12番17号
債務者　河原木　誠
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１３２号
青森県十和田市西十六番町17番12号
債務者　市川　京子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第２６８号
茨城県土浦市桜町３丁目13番５号
債務者　中村　健二
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５３号
埼玉県戸田市上戸田２丁目32番18号アキバビルＶｏｌ．Ⅱ202号室
債務者　水野　圭子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６９号
さいたま市桜区栄和５丁目21番22号　ロサード北町Ｉ202
債務者　井戸川亜津奈
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７３号
さいたま市岩槻区西町４丁目２番36号
債務者　ヤペ　エドウアルド　ハウド
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３１６号
埼玉県新座市馬場４丁目５番43号
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３７号
埼玉県川口市本町３丁目１番15―202号　タカラサンロージェ
債務者　秋山　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５８号
さいたま市大宮区北袋町２丁目35番地２　北袋南マンション204、旧住所さいたま市浦和区本太１丁目１番９号　新山ビル本太202
債務者　冨田　貴央
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５９号
さいたま市大宮区北袋町２丁目35番地２　北袋南マンション204、旧住所さいたま市浦和区本太１丁目１番９号　新山ビル本太202
債務者　冨田　千里
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
愛媛県大洲市徳森1320番地１
債務者　村山　賢一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第２２５号
福島県いわき市遠野町上遠野字風呂脇31番地の１
債務者　井澤　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１１１５号
埼玉県蕨市北町４丁目１番17号　グリーンミユキ北町402号
債務者　萬歳　美加
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４９号
さいたま市南区大字大谷口5019番地
債務者　岡田幸太郎
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４５号
さいたま市見沼区深作１丁目８番地31
債務者　武石　直子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地５―12―101
債務者　高橋　和江
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８０号
さいたま市南区白幡６丁目13番５号204
債務者　稲田　和子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係